

特定都市河川浸水被害対策法の概要

- ・ 特定都市河川浸水被害対策法は、都市部を流れる河川の流域において浸水被害が頻発していたことから、都市部の河川流域における浸水被害対策の新たなスキームとして平成15年に制定された。
- ・ 全国各地で水災害が激甚化・頻発したことを受けて、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組みとして、令和3年に改正された。

特定都市河川浸水被害対策法の全体像

出典：国土交通省



主な制度	内 容
流域水害対策計画の策定	浸水被害対策を総合的に推進し、浸水被害の防止・軽減を図るため、河川管理者、流域自治体、下水道管理者が協働して策定。
河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備	計画に基づき河川管理者が雨水貯留浸透施設を設置することができる。
民間業者等による雨水貯留浸透施設の整備	一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設の整備に係る計画の認定。予算・税制等の支援を受けることができる。
雨水浸透阻害行為の許可等	一定規模以上の雨水浸透阻害行為について許可が必要。
保全調整池の指定	一定規模以上の防災調整池を保全調整池に指定できる。
貯留機能保全区域の指定	知事等は洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地を指定することができる。
浸水被害防止区域の指定	知事は浸水被害が頻発し住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる。

【参考1】「流域治水」について

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域から氾濫域にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策
- ② 被害対象を減らすための対策
- ③ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

3つの対策を**集水域**・**氾濫域**・**河川区域**をひとつの流域とみなして実施することが「**流域治水**」。



【参考2】流域治水関連法

気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の本格的な実践に向けて、流域治水関連法の中核をなす「特定都市河川浸水被害対策法」の改正法が令和3年11月に施行された。

